

令和5年度 第3回 高所作業車運転技能講習のご案内

労働安全衛生法第61条就業制限に基づく、作業床の高さ10m以上の高所作業車の運転業務に係る技能講習を下記のとおり開催いたします。多数受講下さるようご案内申し上げます。

記

1. 日時

【学科】 令和5年11月9日(木) 8時50分～19時20分

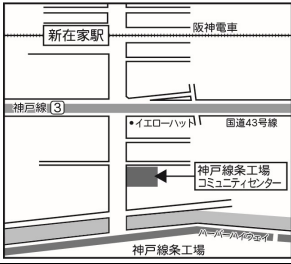
【実技】 令和5年11月11日(土) 8時20分～16時25分

2. 場所

【学科】 神戸線工場コミュニティセンター 神戸市灘区浜田町4丁目-1

【実技】 川崎重工工業(株)神戸工場 神戸市中央区東川崎町3丁目1-1

3. 講習カリキュラム(14H)

		時 間	講習科目	規定時間数	受講対象	会 場 案 内 等
学 科	1 日	8:30～ 8:50	受付		全 員	(阪神電車「新在家駅」より南へ徒歩約7分) 
		8:50～ 9:00	オリエンテーション			
		9:00～11:00	運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間		
		11:00～11:10	休憩			
		11:10～12:10	作業に関する装置の構造等	1時間		
		12:10～12:50	昼食			
		12:50～14:50	作業に関する装置の構造等	2時間		
		14:50～15:00	休憩			
		15:00～17:00	作業に関する装置の構造等	2時間		
		17:00～17:10	休憩			
		17:10～18:10	関係法令	1時間		
		18:10～18:20	休憩			
実 技	1 日	18:20～19:20	<修了試験>	1時間	学科試験 合格者	 詳細は、学科の際にお伝えします
		8:00～ 8:20	受付			
		8:20～ 8:30	オリエンテーション			
		8:30～10:00	作業のための装置の操作	1時間30分		
		10:00～10:05	休憩			
		10:05～12:05	作業のための装置の操作	2時間		
		12:05～12:45	昼食			
		12:45～14:15	作業のための装置の操作	1時間30分		
		14:15～14:20	休憩			
		14:20～15:20	作業のための装置の操作	1時間		
		15:20～15:25	休憩			
		15:25～16:25	<修了試験>	1時間		

4. 受講資格と料金(消費税込)

受 講 資 格 等		学科免除科目	料 金			備 考
			受講料	テキスト代	合計	
①	・移動式クレーン運転士免許又は、 小型移動式クレーン運転技能講習修了者	・一般的事項に関する知識 ・原動機に関する知識	35,200円	2,134円	37,334円	受講申込時に 資格証を貼付
②	・道路交通法第84条に基づく免許を有する者 大型特殊、大型、中型、準中型、普通自動車免許等 ・フォークリフト、ショベルローダー等運転技能講習修了者、 車両系建設機械又は不整地運搬車運転技能講習修了者	・原動機に関する知識				

*注)当事務所では、一般的事項に関する知識の免除の取扱いはありません。

・受講料は、申し込み後10日以内に下記口座へ振込下さい。振込手数料はご負担下さい。(振込書は発行しません)

振込口座(みなと銀行 三宮支店 普通口座1756989 シヤ)兵庫労働基準連合会神戸東事務所)

5. 定 員

24名 申し込み締め切り:令和5年10月30日(月) ただし、定員になり次第締め切ります。

6. 申込方法

・受講申込みは、ホームページ(<https://kobehigashi.com>)にてお願いします。(写真ならびに受講資格証の詳細は受講申込画面にて確認下さい)

・顔写真は修了証発行のため全員貼付、受講資格①又は②の方は、資格免許証も貼付して下さい。

・受講申込画面にて送信すると自動受付メールが届きます。万一、届かない場合は、ご連絡下さい。

7. 受講時準備品

受 付: 受講票及び本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、社員証)、資格証

学 科: 筆記用具(鉛筆、消しゴム)、電卓持込み可(スマホ・携帯は不可)、マスク、昼食 等

実 技: 筆記用具、ヘルメット、作業服上下(長袖)、安全靴、脚絆、保護メガネ、手袋、印鑑、マスク、昼食 等

8. その他

・欠席、遅刻、早退等は教育時間不足につき受講無効扱いとし、原則修了証は交付いたしません。

・納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は可能ですが受講日の5日前までに申出下さい。

・会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車等の駐車場はありません)

・ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになります。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。

Web受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

① 氏名の入力

Webによる申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を、入力してください。

戸籍上の名前が 神戸 太郎 で、旧姓を使用した名前が 兵庫 太郎 の場合の記載例：
神戸 太郎(兵庫 太郎)

② 証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、
旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、通称が確認できるもの
尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません。

ご相談、ご質問は下記まで
神戸東労働基準協会
078-222-1001